

労務トピック

◆ 障害者法定雇用率が平成 30 年 4 月 1 日から引き上げられます

企業などに一定割合の障害者雇用を義務付ける法定雇用率が、平成 30 年 4 月 1 日から引き上げられます。

事業主区分	現行（平成 30 年 3 月迄）	平成 30 年 4 月 1 日から
民間企業	2. 0 %	2. 2 %
国、地方公共団体	2. 3 %	2. 5 %
都道府県教育委員会	2. 2 %	2. 4 %

■ ご注意いただく点は対象事業主の範囲が拡大されそれまで従業員数 50 人以上であった

ものが従業員数 45.5 人以上に広がったことです。

■ 毎年 6 月 1 日時点の「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所への提出

■ 「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

■ 平成 33 年 4 月までには更に 0. 1 % 引き上げられます。

■ 障害者雇用納付金の取扱いも改正された雇用率で算定することになります。（31 年 4 月から同年 5 月 15 日まで）

■ 障害者雇用支援制度による各種助成金の有効活用

■ 障害者は各種分野で雇用され、活躍しています。「共生社会」の実現へ

---

平昌五輪は 2/25 閉幕、次に 3/9 からは平昌パラリンピックの開催で車いすカーリングなど再度、日本の活躍が期待されます

---